

別紙

諮問第568号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日に私が警察官に取り扱われた時の110番処理簿」の開示請求に対し、警視総監が平成28年9月6日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書及び反論書における主張

審査請求に係る処分は、次のとおり違法である。

- (ア) 開示しない理由を「開示請求者以外の個人…特定の個人を識別することができる」とするが、当該事件の通報者は国家公務員であり私人ではない。さらに通報者の所属は公的機関であり、行った通報は公務上の事務行為としてなされている。したがって、その氏名も機関名も個人情報の保護には該当しない。
- (イ) 当該通報者はその氏名と職位、職掌が公開（公刊物に登載）されている公人であり、当該情報は個人情報の保護には該当しない。
- (ウ) 当該情報の開示がなされないとすれば、審査請求人並びに他の市民の生活と生命及び自由が妨害され、毀損され続ける可能性が多めで、市民の基本的人権が損

なわれ続ける。

- (エ) 当該庁は開示しない理由を「通報者との信頼関係に基づいて」いるからとするが、当該文書担当部署が当該通報者の利益を図るため、若しくは当該通報者との間に癒着があり、ことさらに情報を隠蔽している可能性があると思われる。
- (オ) 開示しない理由を「今後の当庁における…業務の…遂行に支障を及ぼすおそれがある」とするが、具体的にどういう業務がどのように支障されるのかを明記することなく、ただ情報の隠蔽を図ろうとするものであると思われる。
- (カ) 市民の知る権利である基本的人権は、当該通報者の利益権を上回る。
- (キ) 少なくとも「通報場所」は、確実に開示されなければならない。
- (ク) 『事件内容及び犯人人相等』の項目欄が、当然のごとくであるかのように全面非開示であることは、合理性を欠き納得できない。審査請求人の権利において当然知るべき内容の情報が含まれているものと、強く推量する。

イ 意見書における主張

『事件内容及び犯人人相等』『訴出人等』欄が全部非開示となっていることに納得できない。

処分庁は、その理由を特定の個人を識別することができるものであるためとするが、非開示部分の一字一句の全てが、特定の個人を識別することができるものであるとは到底思われない。

また、処分庁が「通報者との信頼関係」を前面に出して上記欄を全部非開示することは、あたかも処分庁が本事案における通報者の犯罪と疑われる行為を助長するような印象を受け、不当である。

各事案は個別的であり、その事案の内容・性質、状況・背景等の事情によって、しっかりと個別的に判断されなければいけない。画一的・マニュアルどおりに上記欄を全部非開示とするのでは、市民各個人の安全と人権は守られない。条例16条6号を単に画一的に適用するのは妥当性を欠く。上記欄を部分開示せよ。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 警察職員の「氏名」及び「印影」

開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当する。

また、開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条4号にも該当する。

(2) 「通報場所」、『事件内容及び犯人等』、『訴出人等』、「通報者」、「通報局」及び「通知電話番号」の各欄並びに『処理てん末状況』の「状況」欄中非開示とした部分

開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当する。

また、110番通報は、警察が通報者、目撃者その他の関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいて行われているところ、これらの者に係る情報を開示することにより、通報者との信頼関係を損ない、今後の通信指令業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 1月13日	諮問
平成29年 9月20日	新規概要説明（第116回第三部会）
平成29年10月24日	実施機関から理由説明書收受
平成29年10月24日	実施機関から説明聴取（第117回第三部会）
平成29年11月28日	審議（第118回第三部会）
平成29年11月29日	審査請求人から意見書收受

平成29年12月19日	審議（第119回第三部会）
-------------	---------------

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「『事件内容及び犯人人相等』」、「『訴出人等』」、「『処理てん末状況』」等の欄から構成されている。

これらの欄のうち、「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、「『事件内容及び犯人人相等』」及び「『訴出人等』」欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「通報者」欄には目撃者、当事者といった通報者の特性が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、「『処理てん末状況』」欄には事案の概要や処理てん末のほか、関係者の氏名・住所などの人定情報等がそれぞれ記載されることになっている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、「110番処理簿（〇〇警察署、平成28年〇月〇日、整理番号〇〇〇〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、警察職員の「氏名」及び「印影」は条例16条2号及び4号に該当し、また、「通報場所」、「『事件内容及び犯人人相等』」、「『訴出人等』」、「通報者」、「通報局」及び「通知電話番号」の各欄並びに「『処理てん末状況』」の「状況」欄の一部は条例16条2号及び6号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は審査請求書、反論書及び意見書において、本件対象保有個人情報のうち「通報場所」、『事件内容及び犯人等』、『訴出人等』、「通報者」、「通報局」及び「通知電話番号」の各欄並びに『処理てん末状況』の「状況」欄中非開示とした部分（以下「本件非開示情報」という。）について開示を求めていることから、審査会は、本件非開示情報の非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、通報者が通報を行った場所、通報者の電話番号、通報した内容等、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。

110番通報は、警察が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、通報者が事案の早期解決を求めて通報を行い、氏名や事件の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、通報者を特定できる情報や通報内容を一部でも開示することとなると、通報者との信頼関係が崩れ、今後、通報者、目撃者その他の関係者から110番通報に関する協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正、円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、實金 敏明、山田 洋